

第八十七回国会 建設委員会 議 録 第七号

昭和五十四年三月十六日(金曜日) 午前十時三分開議

出席委員

- 委員長 伏木 和雄君
- 理事 小沢 一郎君
- 理事 中山 正暉君
- 理事 中村 茂君
- 理事 渡辺 武三君
- 理事 内海 英男君
- 理事 大坪健一郎君
- 理事 谷川 寛三君
- 理事 中島 衛君
- 理事 丹羽 久章君
- 理事 伊賀 定盛君
- 理事 吉原 米治君
- 理事 鈴木 康雄君
- 理事 中井 洽君
- 理事 川合 武君

- 理事 登坂重次郎君
- 理事 渡辺 栄一君
- 理事 北側 義一君
- 理事 大塚 雄司君
- 理事 谷 洋一君
- 理事 塚田 徹君
- 理事 中村 靖君
- 理事 西田 司君
- 理事 福岡 義登君
- 理事 渡部 行雄君
- 理事 瀬野栄次郎君
- 理事 瀬崎 博義君
- 理事 中野 四郎君
- 理事 保岡 興治君
- 理事 河野 正三君
- 理事 北野 章君
- 理事 佐藤 順一君
- 理事 山根 孟君

出席政府委員

- 国土政務次官 保岡 興治君
- 国土庁長官官房長 河野 正三君
- 国土庁水資源局長 北野 章君
- 国土庁地方振興局長 佐藤 順一君
- 建設省道路局長 山根 孟君

委員外の出席者

- 厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長 山村 勝美君
- 厚生省社会局施設課長 岡光 序治君
- 農林水産省構造改善局農政課長 瓜生 瑛君

第一類第十二号 建設委員会議録第七号 昭和五十四年三月十六日

農林水産省構造改善局計画部資源課長 高原 弘君

農林水産省構造改善局建設部水利課長 伊東 久弥君

農林水産省農蚕園芸局畑作振興課長 伊藤 律男君

林野庁指導部造林課長 森本 泰次君

林野庁業務部特用林産対策室長 小沢 普照君

水産庁振興部振興課長 岩崎 壽男君

水産庁漁港部計画課長 福地 辰馬君

通商産業省生活産業局繊維製品課長 赤川 邦雄君

運輸省自動車局業務部旅客課長 庄司 眺夫君

住宅公団の家賃値上げ問題に関する請願(中村茂君紹介(第一七八六号))

西大宮バイパス対策に関する請願(沢田広君紹介(第一八一四号))

本日の会議に付した案件 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○伏木委員長 これより会議を開きます。奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉原米治君。

○吉原委員 たいま議題になりました二法案について、国土庁を中心に関係各省にお尋ねをいたします。

まず最初にお尋ねしたいのは、奄美群島は御承知のように昭和二十八年本土復帰後、御案内のとおり特別措置法によって過去二十五年間にわたって各種の施策が進められてきたわけでございますが、いまもって本土との格差が是正されない原因

の最たるものは何だとお考えになっていらっしゃるのか。財政上の理由もあると思いますが、開発計画そのものがずさんなのか。できもしないことを単に掲上しているだけだったのか。復帰後は復興計画と言いつ、あるいは十年たてば復興計画と言いつ、さらにこの振興開発計画と称して五カ年経過したわけでございますが、さらに今後五カ年間延長して、その結果、本土との格差が是正されなかつたときは一体その後はどういう法案の名称になるかと思っておりますが、最初にひとつ、本土との格差が是正されない原因について国土庁の見解をただしておきたいと思つております。

○中野国務大臣 奄美群島につきましては本土復帰後、復興、振興、振興開発と鋭意積極的な諸施策が講じられてきたところでありまして、相応の成果を上げておられると考えております。しかしながら、同群島は何分にも隔絶した外海離島であります上に台風の常襲地帯という事情もありまして、そのハンディを克服することは全く容易ではないのであります。その特性と発展可能性が十分に發揮されるに至っていないため、遺憾ながら、なお本土との間に格差が存するものと考えております次第でございます。

○吉原委員 そこで、格差が是正されない原因の最たるものについて、いま長官いろいろおっしゃっておりますが、四十九年から五十三年度間、つまり今回さらに延長しようという五カ年間の振興開発計画、この計画は一体どの程度、計画目標に対して達成されたとお考えでございますか。事業費で約九百四十六億、国費で約六百八十億の財源が投入されておられるわけでございますが、計画に対して達成率はどのくらいとお考えでございますか。

○佐藤(順)政府委員 お答えいたします。昭和四十九年度から五十三年度までの奄美群島振興開発計画に基づきますところの振興開発事業

の実績見込み額は、ただいま仰せがございましたとおり総事業費にいたしました九百四十六億円、うち国費は六百七十九億円に上る見込みでございますが、現行の奄美群島振興開発計画そのものが、いわゆる文章表現の形式でございますために、達成目標に対する達成率というものを数量的に、ここにお示しをすることがいたしかねるわけでございますけれども、少なくとも昭和四十九年度以降の振興開発事業におきまして、主たる計画につきまして、その成果とも申すべき主なるものの概略を御紹介いたしますと、次のように相なるかと思うわけでございます。

まず第一が交通基盤の整備の問題でございます。港湾関係は例にとりまして、定期船の寄港港湾につきましては、現在就航中の船舶が安全に接岸できるということを当面の目標として整備を進めてまいりましたところ、各港についての接岸が可能というふうに実現されたわけでございます。もっとも与論港だけは暫定接岸と相なっていることを御了承いただきたいわけでございます。

また空港につきましては、与論空港が五十一年五月に開港いたしました、これをもちまして各島に空港が建設されたことに相なるわけでございます。さらに徳之島空港は五十五年度にジェット機就航を目標に整備を進めているところでございます。

次に、第二に産業基盤の整備について申し上げますと、まず農業に例をとってみますと、サトウキビを基幹とする農業の振興を図るため、畑地帯総合土地改良、農道整備等を重点にいたしまして、農業基盤整備開発が実施されておるわけでございます。そのほか林業とか水産業さらには大島つむぎの振興、観光開発等、各種の事業を実施してまいりましたところでございます。これらの事業によりまして、群島民の方々の生活水準あるいは群島の公共施設水準、これらはかなりの向上を見せておるものと確信をいたしておる次第でございます。

○吉原委員 少なくとも五カ年の開発計画を立て

て、その期限が間もなく迫ってくる今日の段階で、過去五カ年間の計画の少なくともどの程度が達成できたか、感覚としては、どういふ感覚を持っていらっしゃるでしょうか。数量であらわされぬとするなら、感覚をひとつ、お示し願いたい。

○佐藤(順)政府委員 感覚をいたしましては九割方から十割方の間で、相当のといえますか、きわめて高い達成率をたどっておると考えております。

○吉原委員 五カ年間の計画がもう九割方、十割方という表現をもってされるような感覚を持っていらっしゃるのでしょうか、私には、むしろ新しい第何次というか、そういう計画で再度やろうとおっしゃるなら、わかるのですけれども、いまの特別措置法を、そのまま引き続いて五カ年間延長しようという発想の中には、過去五カ年間の計画が十分に達成できなかった。したがって本土との格差が依然として縮まらない。だから引き続き五カ年間延長しようというのなら話はわかるのですけれども、いま、あなたのおっしゃる感覚では九割方、十割方も、もう達成しておるのだとおっしゃるなら、新たな観点から法そのものの改正、手直し、あるいは、それを受けてつくる開発計画も、そういう発想にならなければおかしと思うのです。

私は、少なくとも九割方、十割方にはいってないと思う。振興計画の法二条の二項に、この開発計画は「五箇年を目標として達成されるような内容のものでなければならぬ。」となっておる。いま局長は、十割方相当というような表現をされておられますけれども、実際は必ずしもそうでない、こう言わざるを得ないのですが、九割方、十割方という感覚は、あなたの自己満足による表現じゃないのでしょうか。もう一度お答え願いたい。

情もございまして、いまなお本土との間の生活諸水準などにおける格差というものは依然として存在しておると認める。したがって、ただいま御提案申し上げております法改正でございますが、これは延長をお願いいたしました五カ年間の計画を設定していただきまして、つまり新五カ年計画をつくらしていただく、こういうことに相なるわけでございまして、これからまた新たな五カ年間の計画の再スタート、こういうことになるわけでございます。

ただ法案の仕組み、したがって振興開発計画の仕組みといたしましては、現在の法体系の考え方をとおむね踏襲する。もちろん内容の改善充実を図っておるつもりでございますけれども、しかし、おおむね現在の法体系の考え方を踏襲し、これを延長させていただく、これを現在、御審議をいただいている、こういうつもりでございます。

○吉原委員 たとえば、あなたは九割から十割とおっしゃいますけれども、道路の改良率一つ見ましても、まだまだ本土と比較しまして格差が大きいし、概算でいまして約三分の一ぐらいの改良率になっておる。港湾にいたしましても、いま、おっしゃいましたけれども、まだまだ地元関係者の要望には必ずしもこたえてない。したがって今度、法の延長をして再度、開発計画を策定するということになるわけでございますが、この特別措置法と開発計画との関連について、お尋ねをするわけでございます。

少なくとも、この特別措置法の精神を受けて具体的な開発計画を立てられるわけでございますから、一般論としては、この法の定める精神を開発計画が持つておらなければならぬし、また法で定める補助率等につきましても本土以上の高率補助、こういうものも特別措置法の一つの大きなメリットなのでございますから、この法の精神を受けてつくる開発計画は、法の定めるところの補助率を適用するのが一般論としては正しいのじやないか、妥当ではないかと思いますが、この点につ

いてはいかがお考えでございますか。

○佐藤(順)政府委員 基本的には仰せのとおりでございます。法のもとで振興開発計画をつくることになっておりまして、その振興開発計画の内容は法の趣旨に従ってつくられるというところは当然のことでございます。また、私も国といたしましても、いろいろな事業に対する措置を考えます場合にも、法の精神に従って進めなくてはならないことは当然であるわけでございます。

ただいま高率な補助の考え方という仰せがあったわけでございますけれども、今度、御提案申し上げております制度改正に当たりまして、奄美群島の現状、それから特別措置のたゞいままでの背景とか経緯、それから他の地域との権衡等を十分勘案いたしまして、群島の振興開発を強力に推進するという見地から必要な面につきまして、各般の面について充実強化を図ったつもりでございます。

一、二の例を挙げさせていただきますと、国庫補助率につきましても重点的に四事業について引き上げをいたしました。うち二事業につきましては補助率を沖繩並みにいたしております。次に、国庫補助制度として新たに五事業を新設いたしております。それから採択基準の緩和ということも一事業について実行いたしました。それから振興開発事業の予算全体につきましても、これは国土庁計上分だけの数字をまず申し上げますが、前年度に比べまして二八・一％という高い伸び率のものを計上させていただいております。さらに、奄美群島振興開発基金につきましても、多年要望のございました新たに保証業務に対して国が追加出資をすることができるといふ措置を、法律にも書きいただきましたし、また予算措置もした、こういうようなことをいたしておる等々であるわけでございます。私どもといたしましては、現下のような厳しい国の財政状況のもとで相当精いっぱい措置をこれに盛り込んでおる、それを中身としながら制度

改正をお願いして、こういうつもりであるわけでございます。

○吉原委員 そうしますと局長も、この特別措置法の精神を受けてつくる開発計画は、少なくとも法の精神あるいは法で定める具体的な各事業に対する補助率、こういうものも、そのままそっくり引き継がれるべきものだ、こういうことはお認めになりましたが、さて現実の開発計画というものは、盛りだくさんの事業は文章の上では表現をされております。しかし、この法六条に定める別表、これはかなり公共事業的な性格のものが選別をされて掲げられておりますけれども、第二条には、いうところの生活環境施設あるいは保健衛生施設あるいは社会福祉施設、こういうものの整備もうたっておるわけです。したがって、この開発計画の中には、この二条の二項に含まれると思われるような事業がたくさん計画されておる。したがって、この法の精神を受けて開発計画ができて、この開発計画に従って事業を推進していくという場合に、本土並みの補助率と特別措置法に言う高率な補助をする事業と、同じ公共性を持った事業の中にも差がつけられておる。

具体的に申し上げますと、簡水については高率の補助をするけれども、上水道その他水道用供給事業等については高率補助をしない。あるいは保育所については三分の二ということで別表にございませぬけれども、保育所に類する児童及び老人福祉施設、こういう第二条の「社会福祉施設の整備」に該当すると思われる事業は、開発計画の中に掲げられておるから特別措置法の恩恵を受けられない。つまり、おやりになるのは勝手にございませぬ、補助率は特別措置法による補助率は出まされんよという、そういう開発計画になっておる。だから、いま一般論として局長お認めになりました、少なくとも法の精神に沿ってつくった開発計画だから、似通った事業に対して、六条によって決められておる別表の中に追加挿入されておるべきじゃないか。包含をされておるべきものだと私は解しますけれども、あなたの見解を

ひとつ、ただしたい。

○佐藤(順)政府委員 ただいま仰せのとおり、第二条に書いてございます振興開発計画、これはおよそ奄美群島を振興開発するために必要と考えられる事業をできるだけ普遍的に取り上げまして計画を立てるようというところで幅広く相なっております。それに対して第六条で特別の助成、特別措置というものを書いておるわけでございますが、これは各種特別措置法がそうであると思われ、わけでございますけれども、一切合財の事業、つまり奄美群島で行われる一切合財の事業、あるいは公共事業的なものというように範囲にくりましていたしたとしても、一切の事業について、すべて、かさ上げをするということではなしに、やはり先ほど申しました当地方の振興の特別措置の、いままでの背景とか経緯とか、それから他の地域との権衡とか、こういうようなものと関連いたしまして、やはり、すべての事業ということではなしに重点的な事業について拾い上げられる、こういうことで、これは、いままで二十五年の間、長い歴史というものを保持していることであると思われ、そういうものを積み重ねて現在のようないたいたしたいわけでございます。

○吉原委員 そういふ感覚で、この開発計画を過去何回か立てられて、しかも年月もそう短い年月ではない、二十五年間もかかって、いまなお本土との格差が解消できないという皮肉な結果といえますか、あなたの感覚でいく限り、それは私は当然の結果だと思っております。

私は何もかも一から十までの事業、全事業について特別助成をすべきだと、いま言っておるのではない。少なくとも法二条の二項、あるいは一項もそうでございますが、私は特に問題にしておるものは二条の二項の解釈ですね。そういうものに含まれる中で、ある種の事業は高率補助をする、ある種の事業はしない。具体的に言いますと簡水の方には、なるほど十分の五以内ということでは高率補助

が適用される。上水道あるいは水道用供給事業等については、生活環境施設に該当すると思われ、あるいは先ほど言いましたように、児童あるいは老人福祉施設についてもそうですが、なぜ、こういう同種の事業が高率補助が適用されないのか。この考え方をひとつお尋ねしたい。

○佐藤(順)政府委員 ただいま例示をされました事業などにつきまして、先ほど申し上げましたとおり、やはり本特別措置法のいままでの長い経過の中で、こういう考え方がとられてきておるわけでございます。先ほど申しましたように特別措置の経緯それから他の地域との権衡というように、なことで、やはり、それぞれ関係各省におかれまして、いろいろと、それぞれの部門における施策についてのお考えがあるところでございます。そういう結果として、先ほど申しました長年の積み重ねの結果、現行法に相なっておりますことを御了承賜りたいわけでございます。

○吉原委員 長年の積み重ねとおっしゃいますけれども、仄聞するところによりますと、地元関係県、市町村から、そういう要望がなかったもので、いま私が具体的に二つの事業を挙げたのでございますが、それは別表の中に入っておりません、そういうふうな説明も聞きしたと思うのですが、そのとおりでございますか。

○佐藤(順)政府委員 事業によりましては、たとえば五十四年度の予算を編成するに当たりまして、五十四年度には特に事業がないとか、あるいは特に要望がない、こういうことはあったかと存じます。

○吉原委員 具体的に聞いておるのです。この上水道施設と水道用供給事業それから児童及び老人福祉施設、この二つの種類の事業の地元からの要望がなかったのだ、今回もちろん予算措置もしてないし、計画もしなかったのだ、こういうことでございますか。

○佐藤(順)政府委員 五十四年度に向けましては、そのとおりでございます。

○吉原委員 過去にもなかったわけでございますか。

○佐藤(順)政府委員 私自身それはつぶさにしておりますが、そうではなかったかと存じます。

○吉原委員 そうしますと局長、いまの事実なり、地元からそういう要望がなかったのだと、こういうことをお認めになったと思えますが、地元からそういう要望がなかったから、あるいは、そういう事業をやりたいという希望がなかったから、今回、予算措置をしなかつた、このことを裏返しにしますと、逆に地元からそういう要望があったら当然、予算措置をしたらどうし、別表にも入れることはやぶさかではなかつた、こういうふうにも受けとめられるのですが、そういう理解に立ってよろしゅうございますか。

○佐藤(順)政府委員 私、決してそういう意味で申し上げているわけではございませんで、五十四年度には要望があつたかとおっしゃいましたので、なかつたという事実を申し上げておりましたが、決して要望があつたかになつたかということだけでございませぬで、先ほど申しました当該事業の性格それから特別措置の背景、経緯、そして他の地域との関係、こういうようなものを、それぞれ別の事業について判断をして考えていくということ、さきに申しました当地方の開発振興のために必要な事業でございまして、一切合財を補助率をかき上げをするということは、他の特別措置法も同様ではないかと思われ、わけでございますけれども、やはり一切ということでは困難なことではないか、こう思うわけでございます。

○吉原委員 ちょっと、しつこいようでございますけれども、そうだとするならば、何もかもとは私は申し上げてない。繰り返すようですが、同じ水道事業なら水道事業の中で簡水より上水道の方が水道行政全体の立場から見ますと、はるかに重要視しておるべき課題だと思つておるのですが、逆に簡水の方には高額の補助をして上水道軽視といえますか、少なくとも関係住民は高率補助の事業の方に飛びつくわけですから、上水道

でなくて簡水を普及するような、そういうふうな制度的になつておる。だから私は何も異質のものを、あれもこれもと言つておるのではない。同じような種類の、しかも水道行政なら水道にもつと力を入れるべきはずなのに、逆に簡水の方に高率補助をしておるといふのはおかしいじゃないかという立場から言つておるのですよ。あるいはまた福祉行政が言われておる今日、児童福祉法に言う保育所だけが、この高率補助の対象になつてゐる。奄美も老人福祉施設にすればいい、その他の児童や老人の福祉施設については補助対象から外されておる。こゝら辺がどうしても、長年の経過によるものでございまして、ただ単に局長は答弁されておられますけれども、私はそうではないよな気がするのでございまして、率直に申し上げて地元からそういう要望がなかつたというのが事実でございせんか。

○佐藤(順)政府委員 ただいま申し上げましたとおり、決して、それだけが理由ではございませんで、やはりいろいろな諸事情を彼此勘案した上のことであると考え次第でございまして。

○吉原委員 それだけでないというものは、地元から要望がなかつたというのもその一つでございましてということに、置きかえれば、なると思ひますね。それはよろしゅうございまして。

ここで、厚生省きょうお見えになつていらつしやると思ひますが、いま二つの問題を申し上げましたが、この六条に規定をする別表の中に、水道施設あるいは水道用水供給事業さらには児童及び老人の福祉施設、こういうものは追加されるべき性格のものだと思ひますが、厚生省の見解を、ひとつこの機会にお尋ねをしておきます。

○山村説明員 お答えいたします。

特別なかさ上げをするかどうかは、奄美開発を担当しておられます国土庁の判断に基本的によると思ひますが、厚生省の立場からいたしますと、たとえば用水供給事業という御指摘がございまして、御案内のとおり用水供給事業というのは比較的まとまつた水があつて、それを足らない市町

村に配る事業ということでございまして、奄美群島に限らず、一般に、ああいう離島ではなかなかまとまつた水が得られない。集落単位に井戸水とか流れ水とか、わき水とかいうような小さな水源を地区ごとで解決しておる、また、そうせざるを得ないというのが実態でございまして、事実上、用水供給事業を起すのが実態的でない。過去にもございせんが、最近、県の方に聞きましたも、そういうことは将来的にも考えられないというふうなことでございまして、用水供給事業については全くその必要性がないという意識で、加えることは、いまのところ考えておりません。将来、万一そういう事業が起されるとしますれば、その段階で、ほかの地域開発との均衡等も考えながら慎重に検討してまいりたいというふうな考えでおります。

○岡光説明員 児童とか老人とかの社会福祉施設の関係でございまして、補助率のかさ上げにつきましては、先ほど来、局長から御答弁がございまして、過去のいきさつとか、その他の施策とのバランスとか、そういう諸般の事情がありまして、いまの保育所だけを引上げ対象としておるわけでございまして、福祉施設の整備という場合には、そういう補助率の問題のほかに事業量の問題がございまして、われわれといたしましては、この奄美群島において社会福祉施設整備が円滑に進みますように優先的に、その国庫補助を配分をする、こういう方針で臨んでおる次第でございまして、今後、それで対応していききたい、そんなふうな考えでおります。したがって、今後、地元から御要望がございましたら、その辺十分に配慮したい、そんなふうな考えでおります。

○吉原委員 最初に水道整備課長は、奄美の場合には、そういう水道用水供給事業なんかの必要は認められないという御発言でございましたが、御承知のように奄美大島は奄美群島の中で一番大きい島でございまして、この北部は比較的水の量があるのです、水資源がある。それで地元の考え方としては、特に南の三島は御承知のようにサンゴ

礁でできた島でございまして飲料水に非常に困つておる。だから高率の補助が受けられるのなら奄美大島の北部にある豊富な水源をもって、南の三島の飲料水を供給したいということも実は考えておるようでございまして、いかんせん事業規模が大いわけでございますから、補助率の問題がそこにネックになつてくるわけです。だから、いま、あなたがおっしゃつたように、奄美群島には、そういう事業の必要性がないという判断は、いささかそぐわぬ発言だと私は思ひます。しかし、いずれにしても補助率の問題については国土庁の方で御判断なさることだという答弁がございまして、私は国土庁の存在意義自体いろいろ意見を持つておるわけでございまして、そういう意味では国土庁は、他の省への気がねといひますか、遠慮といひますか、何か各省の顔色をうかがいながら、やつていらつしやるような、本當に齒がゆい気がするのでございまして、自信を持って進めていただきたい。せつかく厚生省の方も、事業はこうこうでやるけれども、補助率の問題は国土庁で判断なさるべき問題だ、こうおっしゃつておるわけですから、いま地元から、そういう要望があれば慎重に検討したいというお答えも厚生省側からは受けておるわけでございまして、国土庁、局長は自信を持って、この問題については、今後そういう要望が地元から上がつてくるとする方、ひとつ慎重に検討をする、こういうお考えをおきたいと思ひます。

○佐藤(順)政府委員 御指摘のございました点は貴重な御意見として肝に銘じてまいりたいと思ひます。それから、ただいま北の方の水を南の方にということに例を挙げられました御意見がございまして、それに関連しまして一つ、今回、補助率アップをすることに関連します問題がございまして、ダムをつくつて水源を確保しようという場合に、奄美大島におきましては畑地総合土地改良事業、畑総というわけでございまして、その事業の

一環といたしまして多目的のダムをつくつておられます。これは一方ではサトウキビを初めとする農業用水に使うわけでございまして、一方では飲料水にも使おうという多目的のダムをつくつておるわけでございまして。その場合の補助率につきましては、今回の制度改正に当たりまして十分の七・五に引き上げる、こういうことを考へておるということも申し添えさせていただきます。○吉原委員 先ほど私が尋ねなかつた点まで局長は一生懸命答弁をされておりますが、今回の一部改正で、新規に補助制度をつくる、あるいは補助率の一部引き上げ、あるいは、いまお話がございました畑地帯の総合土地改良事業に対する採択基準の緩和、こういう問題については国土庁の努力に私は高く敬意を表するわけでございまして、今回の改正で残念なことに港湾、漁港ほか二件については逆に補助率が下げられておりますけれども、一体これはどういふ理由でございまして。○佐藤(順)政府委員 ただいまの点につきましては、まず港湾、漁港関係の事業でございまして、これは補助率が十分の十であるわけでございまして。最高の補助率であるわけでございまして、これがすでに過去二十五年にわたりました事業が行われまして、ある程度の進捗も見、一つの時期を迎えた、一つの区切りを迎えたということで補助率の見直しをするということが行われたわけでございまして。この場合、方向づけといたしましては十分の九・五に向かうべきかという考えは持ちますものの、しかし奄美の現状を考へまして、この地域については、さらに継続して事業を重点的に行っていかなくてはならないという観点からいたしまして、向こう三年間は港湾、漁港の水域・外郭施設の事業に対する補助率を引き続き十分の十とする、こういう措置をとつた次第でございまして。それに対して、県営の圃場整備それから港湾の環境整備、これについて十分の〇・五ずつ補助率の引き下げを行ったケースがあるわけでございまして、これは一方におきましては他の面で大

分、多方面にわたって補助率アップ、さらには新規補助制度の創設というのをいたします関係上、よく申しますスクラップ・アンド・ビルドという考え方もとらざるを得なかったということがございます。同時にまた他方では、この二事業につきましては当面、いま延長をお願いしております向こう五方年間にしましては、地元におきまして計画されている事業もない、言うなれば実害がないということもございまして、この件については補助率の引き下げを行ったというケースがあるわけでございます。

○吉原委員 今年度予算を見ましても、港灣、漁港、空港関係の予算が一番大きいわけで、全体の奄美群島の開発事業関係の予算の三九・二%を占めている。しかも二百海里時代を迎えて港灣の整備なんか一段と重要視されなければならぬ事業でありますし、そういう情勢を踏まえて、わざわざ向こう三年間は現行どおりいくけれども、五方年間延長する残りの二年は、この率を下げる、これは他の補助率を引き上げたことと関連をして、こうおっしゃってありますけれども、どうも、そこから辺が納得できないわけでございます。これは仄聞するところによりますと、沖繩法が御案内のように三年たてば期限が来る。沖繩法が少なくとも十分の十から十分の九・五になるのじやなからうかという判断のもとに三年後は沖繩とそろえよう、そういう含みがあるように承っておりますが、事実でございますか。

○佐藤(順)政府委員 そのようなことはございませぬ。沖繩法の守備範囲に私どもの方からと申す、あるいはと申す判断するということとは全然ないわけでございます。そうではございませぬで、奄美の方々につきましては、他の補助率の面におきましても沖繩並みにしたい、こういう御要望が強くあったことも私も頭に置かしまして、現行沖繩法がある間については、これはぜひ十分の十のままでもいい、こういう気持ちを持ったことは事実でございますが、沖繩法について私どもが何かの判断や先入観を持ったということもござい

ません。

○吉原委員 そうしますと、三年後に来る沖繩法の改正の時点で、沖繩法も引き続き十分の十でいくということに結果的になった場合には、この奄美の場合も現行どおりいくということをお約束できますか。

○佐藤(順)政府委員 これはまた私といたしましては、お約束というようなことはいたしかねる非常に大きな問題でございます。ただ言えますことは、法律制度というものは、そのとき、そのときの論議があり得る、こういうふうにしておるわけでございます。

○吉原委員 だから、いま沖繩法が切れる三年後のことを考えて、沖繩並みにという関係の皆さんの御意向もあるのだから微妙な発言をされておられますけれども、そうだとするならば、沖繩法が少なくとも現行どおりいくという状況が三年後に生まれたときには、沖繩並みにしてほしいという奄美の皆さんの要望を取り上げて、その時点で慎重に判断をしたい、こういうことになるのでございませぬか。

○佐藤(順)政府委員 私どものようなポストにあります者が、そういう先のことについてお約束することは非常に不遜なことになりますので、いたしかねるわけでありまして、その時点においての問題になるのではないかと、こう思うわけでございます。

○吉原委員 前段に若干、時間をかけまして後段の各論の部分については簡単にいかないと時間が足らなくなりましたので、先を急ぎたいと思っております。

今回の予算で奄美の開発基金会計について一億二千万ばかりの出資をするわけでございますが、この内容について一通り承っておきたい。特に保証業務については、件数は今日、減少の傾向にあるようでございますが、金額は逆に上昇しております。不良保証といいますが、そういうものは過去になかったのか。あるいは融資業務については、件数は微増しておりますが金額的には五十二

年度が急上昇してある、これまた不良貸し付けはなかったのか。あるいは、この時点の自己資金十億に対して貸し出し二十三億、この差額は転貸債で補てんをされておるようでございますが、その利率あるいは基金会計そのものの内部留保額、そういう点に重点を置いて、あらかじめバランスシートなどをいただければよかったです。時間的に、その資料が手に入りませんでしたから、時間の関係がございましてので簡潔に、内容について説明を願っておきたい。

○佐藤(順)政府委員 お答え申し上げます。奄美群島振興開発基金の行っております業務は、大きく分けまして信用保証業務と融資業務になるわけでございますが、まず第一の保証業務の実績等について申し上げますと、五十二年度末の数字がございまして、累計で申し上げます、保証債務の承諾額が四百五十八億二千五百万円、代位弁済額五億二千四百万円、それから求償権の回収額二億四千四百万円、償却額二億二千三百万円と相なっております。

そういったしまして、経営の状況でございますが、業務収支の状況は、収入額が、この間、累計二十億七千六百万円に對しまして支出額が十八億一千九百万円に對しまして、差し引き利益が二億五千七百万円に對しまして、これが積立金と相なっております。

第二の分野の融資業務の実績等につきまして、これも五十二年度末の累計で申し上げますと、貸付額は百五十三億四千五百万円、貸付金の回収額は九十九億一千五百万円。業務収支を申し上げますと、収入が二十三億八千二百万円に對しまして、支出額が二十二億六千九百万円に對しまして、差し引き利益一億一千三百万円、これが積立金と相なっております。

なお、不良保証債務とか不良貸し付けについてのお尋ねがございましたけれども、これはきわめて少ないと聞いておりました。問題にはならないと考えております。

○吉原委員 後で、その資料をいただきたいと思

いますので、よろしく。

お見えになっておる関係各省の皆さん、大変時間がないなつてしましまして恐縮でございますから、ひとつ、いまからお尋ねすることについては駆け足で御説明願いたい。もし時間がなくて、できなかつたときには、ひとつ御了承願っておきたいと思ひます。

ここで郡民所得の向上に對する具体策をお尋ねをいたします。

奄美の郡民一人当たりの昭和五十一年度の所得は八十一万六千円。国全体との対比を見ても六四・一%という、まあ日本で最低の所得と言つても過言ではないと思ひますが、そういう郡民所得を向上させるということに對する具体策。最初に農林水産省にお尋ねをいたしますが、農業サイドから考へておる所得の向上の具体的な対策、水産業あるいは農業の後継者対策、こういうものを含めて、郡民所得の向上に對する具体策をひとつ御提示願ひたい。

それから通産省には、商工業関係では大島つむぎが何と申しても一番大きな産業でございます。あるいはサトウキビを原料にする砂糖工場、こういうものが中心かと思ひますが、通産省サイドで考へていらっしゃる所得向上に對する具体策。この二省について、まずお伺ひします。

○瓜生説明員 ただいま御質問の郡民所得向上のための農業対策という点について、お答えしたいと思います。

特に、農業的な側面から見ますと、奄美群島は畑作を中心とする地帯でございますし、その土地基盤の整備がおこなわれている点がございまして、これまでも、そういう意味での基盤整備事業に力を入れてまいりましたが、畑地帯総合土地改良事業等の基盤整備事業をさらに推進いたしました。土地の生産力といいますが、あるいは機械その他を導入する際の労働生産性を高める基礎をつくつていくということが一つでございます。

それから、この地域の基幹作物でありますサトウキビについての生産性の向上を図るといふこと

が、やはりその所得の向上にとつて基本にならうかと思ひますので、収量を上げるという意味でも、優良種苗の普及であるとか、あるいは機械、施設の導入、病害虫の防除対策等の施策を強力に進めてまいることによりまして、農業面での所得向上に資してまいりたい、こういうふうな考えをお持ちです。

○岩崎説明員 奄美群島付近はカツオでありますとかトビウオでありますとかイセエビでありますとか、いろいろの水産資源が豊富なわけですが、やはりそういった漁業を振興することに よりまして漁民の所得を向上させていくという ことが必要であると思つてございしますが、今後とも漁港の整備でありますとか、魚礁の投入による漁場の整備でありますとか、あるいは製氷、荷さばき施設等、流通施設の整備でありますとか、そういった各種施策を推進していくように努力して いきたいと思つております。

○赤川説明員 本場大島つむぎにつきましては、五十年の二月に伝統的工芸品産業の振興に関する法律ということで伝統的工芸品に指定がござい まして、五十二年の一月に振興計画というのがござい しております。それにのっとりまして、第一に伝産 マークの表示の普及、第二に後継者の育成、第三 に需要の開拓等の事業を行つておりますが、さら に生産の合理化、作業環境の改善等のための必要 な資金につきまして政府系金融機関からの低利の 融資がございします。特に来年度五十四年度には、 この低利融資の対象として新たに作業場を追加 しまして、より一層の振興を図つてまいりた い、かように思つております。

○吉原委員 どうも再質問がでない時間でござい ますので聞き放しになってしまいました。最後に、交通基盤の整備状況について各省の見解 をただしておきたいと思ひます。まず建設省、前段で申し上げたかと思ひます が、道路の改良状況というのは約三分の一しか改 良されてない。特に五・五メートル以下の道路対 策は、今後どのように進めていこうとされておる

のか。今年度予算を見てみますと、道路予算約六 十一億ばかりの予算が計上されておりますが、向 こう五カ年間で少なくとも本土との格差は、ほと んどもう道路行政に関する限り、なくなつたと 言われるような五年後の評価ができるような見通し が立てられていらいしやるのかどうなのか、その 点をひとつ伺ひたいと思ひます。

それから運輸省については、陸上交通に一体、 問題はなにか。特に、電話で九州鹿児島県へ問 い合わせましたところが、船着き場に待機をして おる軽トラックにはるをかぶせて、お客を輸送し てるという営業行為がなされておるやに何つて 大変驚いたわけがございします。これはもう関係陸 運局も暗黙のうちに認めておるといふような情報 が入つたわけがございしますが、離島における、こ の種の陸上交通の規制といふますか、そういう意 味では至つて皆さんの運輸行為がなされておるの じやないか、このように心配をするわけがござい ますが、実情を把握していらしやるのか。実情 を把握されておるとすれば、どういう手だて、対 策を講じていらしやるのか。

それから空港の整備については、いま振興局長 の方から若干の説明がございましたが、運輸省サ イドとしては、これすべてY511が飛んでおるわ けでございしますが、今後のジェット化の計画等々 についてお尋ねをしたい。五分前がございしますから、ひとつよろしく時間 を簡略にお願いしたい。○山根政府委員 道路整備の問題についてお答え 申し上げます。

これまで奄美群島の道路につきましては、交通 不能区間の解消という点に重点を置いて整備を進 めておりました。しかしながら本島、徳之島等におきましても、なお交通不能区間が残されておる 状況がございします。したがって、引き続き国 道、県道、幹線市町村道等の改築は交通不能区間 の解消という点を中心に進めてまいりたい。しかしながら、ただいま先生御指摘のように買 入的側面、つまり五メートル五十未満の改良済み

区間というのが大変多く残されておる現状でござい ます。したがって、この区間につきましては、交通量を勘案しながらバス路線を中心に整備 を進めまして、地域の実情に合った道路の整備を 進めまして、本州との格差をなるべく縮めてまい るということで最善の努力を尽くしてまいりた い、かように考えております。

○荘司説明員 奄美の諸島におきまして、軽自動 車を用ひまして貨物運送事業を行うという届け出 がありまして事業者が、その車両を使いまして旅 客を運送するという行為が若干あることは私も 承知をいたしておるところでございします。この 行為は、道路運送法に違反する行為であるといふ ふうな考えられますので、現地の陸運局陸運事務 所において、従来から、こういった違法行為を是 正ないしは防止するべく、こういった軽貨物運送 事業者に対する警告でございしますとか、あるいは 一般の島民、観光客に対して、こういった違法 行為防止のための協力、こういったものには乗 らないよというPRをチラシを用ひまして行 いますとか、あるいは街頭で指導、取り締まりを 行いますとかいうことで指導、努力をしてい るところもございまして、今後とも御指摘の線に沿つ て、こういった違法行為の防止、是正、輸送秩序 の確立に努力をしましてまいりたいというふうな存 じます。

○平井説明員 離島におきましては、交通機関と しての航空輸送の重要性はきわめて高いと考へて おります。民生の安定上も、あるいは地域の振興 の上からも、大いに空港の整備を図るべきであろ うと考へておる次第でございします。奄美群島におきましては現在、実施いたしてお ります第三次空港整備五カ年計画の中におきま して、奄美と徳之島の二空港についてジェット化を 進めるといふことについてお尋ねいたします。これら の飛行場は鹿児島県が設置いたしております第三種 空港でございします。このうち徳之島につきましては、すでに順調にジェット化の計画が進められて おります。五十五年度にはジェット機の就航が可

能になるものと考えております。また、奄美大島 につきましては、本五カ年計画におきまして、や はりジェット化の整備に着手するという計画を持 っておりますが、県におきまして現在、適地の調 査及び地元の調整ということを進められておる次 第でございします。その結果を待ちまして前向きに 対処していきたいと考えておる次第でございま す。

○吉原委員 残念ながら時間が参りましたので、 水資源の確保問題や、あるいは小笠原諸島につい て二、三伺ひしたかったのでございしますが、こ こで終わります。

○伏木委員長 瀬野栄次郎君。○瀬野委員 奄美群島振興開発特別措置法につい て、国土庁長官並びに各関係省庁に質問いたしま す。本法は、有効期限を昭和五十四年から昭和五 十九年三月三十一日まで五カ年間延長し、法第二条 で、奄美群島振興開発計画の内容について、四十 九年からの計画期間を現行法の「五箇年」から 「十箇年」に延長し、所要の規定の整備を行うも のであります。国土庁長官は、去る二月二十八 日、本法の提案理由の説明の中で「奄美群島につ きましては、昭和二十八年の本土復帰以来、復興 特別措置法、振興特別措置法及び振興開発特別措 置法のもと、復興計画、振興計画及び振興開発計 画に基づき各般の事業を実施し、これにより奄美 群島の基礎条件の改善とその振興開発を図つてま いったところでありました。しかしながら、奄美群 島をめぐる諸条件は依然として厳しく、なお本土 との間に格差が存すると考えられます。今後、そ の格差の是正を図り、国土の均衡ある利用を推進 するためにも、奄美群島の特長とその発展可能性 を生かし、積極的に総合的居住環境の整備と地域 産業の振興を進める必要があります。」という ように述べております。

〔委員長退席、北側委員長代理着席〕そこで私は、今後、本土との「格差の是正を図 り、国土の均衡ある利用を推進するためにも、奄

美群島の特性とその発展可能性を生かし、積極的に総合的居住環境の整備と地域産業の振興を進める。これについて今後五カ年の間に、どういよううに対処をされるのか、それをまず、お答え願いたい。

○保岡政府委員 お答えいたします。本日、国土庁長官が中座しておられて、本法、重要な法案を一日で審議して採決しようというときに席を立たれるということは、まことにけしからぬことであって心外に思う。そこで、長官にかわって政務次官から明確な答弁をいただきたい。

○保岡政府委員 お答えいたします。奄美群島の振興開発の基本方向としましては、快適な住みよい生活環境の確保に努めて、地域の特性を生かした産業の振興を図り、国土の利用と調和し、かつ地域にとっても均衡のとれた発展を期するために積極的に各般の事業を推進してまいりたい、このように基本的に考えております。

○瀬野委員 格差の是正については、どういよううに考えているのですか。

○佐藤(順)政府委員 お答えいたします。格差の是正につきましては、何と申しましても諸産業の振興と、それから生活環境施設の整備であると思っております。諸産業の振興と申しますと、地元の最も特色のある産業は、サトウキビを中心とする農業と、それから大島つむぎの振興、さらには、この土地の特性に着目をいたしまして観光面の開発を進める、この三つが産業面における大きなポイントであるかと思っております。加えまして生活環境施設の整備を図っていく、こういった点で次第に格差を縮めていくということだと考えております。

○瀬野委員 道路についてでございますが、道路は離合不良区間が多くて質的水準が著しく低下しております。私は、奄美には二十三回、現地にいろいろの用件で調査等に行ったことがありまして、すみからすみまでよく熟知しておりますが、奄美群島の県道は復帰当時、交通不能区間は約四割ぐらいでございました。また市町村道についても、ほとんど未整備の状況にあったわけですか。

のため復興事業、振興事業においては、交通不能区間の早期開通を重点に進めたこともありまして、現在、奄美群島の道路というものは五・五メートル未満で改良済み区間が多くございまして、質的水準がまさに低いわけでございます。この整備状況がまさに低いわけでございます。この整備状況がまさに低いわけでございます。この整備状況がまさに低いわけでございます。

○佐藤(順)政府委員 いま数字を挙げてのお話でございます。私の手元に五十三年度末の見込みがございまして、相当前進はいたしておりますけれども、時間の関係もございましょうから一々の読み上げは省略いたします。しかし五十三年度末まで、いま仰せの数字より、さらに一年進みまして相当進んではおります。しかし進んではおりますものの、ただいまお話がございましたとおり、改良率は進んでおつても、その中で幅員五・五メートル以上のものについての整備率は確かに、おっしゃるとおり問題があるわけでございます。

○瀬野委員 さらに港湾の問題ですけれども、五十三年度の事業が終了しても安全接岸のための防波堤を初めとして岸壁、泊地など多くの施設が整備途中にあるわけでありまして、静穏時を除き定期船の接岸が困難な港湾が多いので、産業振興のために大変隘路となっていることは皆さん方も御承知のとおりでございます。これらの施設整備を促進することが、これまた奄美群島としては必要なことでございます。

○瀬野委員 大臣がまだお見えにならぬので政務次官からお答えいただきたいが、これは奄美群島においては、小笠原も同じですが特に私は奄美群島の方を中心にお伺いしますので、お答えいただきたいと思うけれども、外洋離島という特殊性があるわけですから、奄美群島の場合は特に水資源の開発を強力に推進して生活用水及び産業用水の確保というものが重要な課題になっております。先ほど言いましたように道路と港と水というのは大変、離島では大事なものであります。そういったことから、住民の生活安定の上からも欠くことのできない水資源の開発問題でございます。この点については、どのように対処する方針で今回の延長に及び、検討を進められたか、これも、この機会に明らかにしていただきたい。

か、明らかにしていただきたい。○佐藤(順)政府委員 ただいま御指摘のとおり港の整備という問題は地元におきましても、また国土庁におきましても、非常に重視をいたしておりますところでございます。

○佐藤(順)政府委員 北側委員長代理退席、委員長着席。いま、お話もございましたとおり奄美群島の各島の基幹港湾は、その整備は先ほど御答弁申し上げたところでございますが、大分進んでおるところでございます。しかし、何分、台風常襲地帯という地理的、自然的な条件にかんがみまして、船舶が天候に左右されず寄港できる、こういうふうな状態にしたいというためには、どうしても基幹港湾に対する、これを補完するための要港の整備が必要なることは御指摘のとおりであるわけでございます。そこで港湾計画それから漁港計画におきまして、要港についての整備計画がすでに作成されつつありまして、今後、その推進を図ってまいりたいと存じます。ただいま例に挙げられました和泊港につきましては、この場合には補完港、要港といたしましては知名の漁港ないしは伊延港というものを考えていきたいというふうな考え方をしております。

○瀬野委員 大島本島を除く各島は入り江に乏しい島であることから、気象状態によつて基幹的港湾に定期船が接岸できないことがありまして、最近では五十二年九月の台風九号、沖永良部台風といいますが、通過後もなお十日間、沖永良部島の和泊港に船舶の接岸ができず、災害用の緊急物資や緊急輸送に大変支障を来してまいりました。私も当時、現地を視察してまいりましたのでありますが、そういうことから見まして、各島に常時船舶が接岸できるように基幹的港湾を補完する意味で、従来からある港を補完する意味で、私は要港を整備する必要がありますがある、かように思っております。こういった点については、現地は災害時また台風時には大変困難いたしておりますが、こういったことについては、どういよううに今後五カ年間の本法延長に当たって対策を講じようとして本法延長に及んだのか、明らかにしていただきたい。

○保岡政府委員 先生御指摘のように、奄美群島

における水資源の確保というのは生活用水についても今後十分確保しなければなりません、なかならず農業の振興のために、そして基幹作物であるサトウキビの振興のためには、どうしても今後、重点を置いて、その施策の充実に取り組んでいかなければならない問題だというふうに認識をいたしております。そういう観点から水資源の確保については、特に水資源の調査あるいはダム建設については、調査等具体的に予算措置もいたしまして取り組むことに相なっております。

具体的には、また事務当局の方からお答えをさせていただきますかと思っております。

○佐藤(順)政府委員 たいまお話のございました具体的なものについて申し上げます、名瀬市と徳之島町におきましては、畑地帯総合土地改良と、それから水道水の水源開発施設整備、こういう観点からいたしまして多目的のダムを建設中でありまして、昭和五十三年度におきましては、大島本島の北部の農業用水資源開発調査などが実施されているわけがございます。さらに五十四年度におきましては、農業用水の地下水調査というものを実行してまいりたいというふうに予定をいたしておる次第でございます。

○瀬野委員 時間の制約の中ですから、はしょった質問しかできませんけれども、もう一点、総論として大事な問題を指摘して政府の見解を求めたいと思っております。

それは保健医療の問題でありまして、奄美群島は著しく医療水準が低いという問題がございます。すなわち、人口構造の老齢化や生活環境の変化に伴い、成人病、精神障害等、疾病状況は多様化し、医療需要は増大しております。にもかかわらず医師数、医療施設数はきわめて少なく、奄美群島の医療水準はきわめて低い位置にありまして、地域住民は常に不安と憂慮に冒されておるわけでございます。そこで当局は、この実態をどのようにつかんでおられるか、まず、その点からお伺いをしたいのであります。

○佐藤(順)政府委員 実態把握の状況について申

上げます。御指摘のとおり医師の絶対数も少ないわけでございます。医療施設につきましても、なお不十分な点があるわけでございます。五十二年十二月末の医師の数が九十四人でございまして、人口十万人当たりでは六十・四人ということに相なりまして、鹿児島県さらには全国平均に對しまして半数程度であるということでございます。特に眼科とか耳鼻咽喉科等の専門医師が皆無に等しいという点が問題点であるわけでございます。それから歯科医師につきましても二十三人でございまして、人口十万人ということにいたしますと十四・八人という数字に相なりまして、全国平均の四割弱という数字に相なるわけでございます。

病院は七カ所あるわけでございますが、一般病院は県立大島病院と、それから名瀬市さらには瀬戸内町の二カ所の民間病院があるという状況でございます。このほか一般診療所が七十六カ所あるわけでございます。かくいたしまして、人口十万人当たりの一般病院と診療所の数というものは、換算いたしますと五十・八カ所ということになるわけでございます。やはり鹿児島県や全国平均よりも少ない、こういう状況になっております。加えまして、無医地区も二十カ所ということも多く、鹿児島県内の無医地区の三割弱を占めている状況であると書かれておるわけでございます。

このように本土に比べて医療水準が低いわけでございます。入院を要する患者なども半数近くが本土の医療機関に頼っている事情である、このような実情に把握をいたしております。

○瀬野委員 それでは医療水準の高揚のために、どういように今後、対策を講じられますか。

○佐藤(順)政府委員 地元におきましては、最大の課題点といたしましては大島病院の整備ということの問題にされております。そこで明年度の予算に鹿児島県が、国庫補助事業といたしまして公的病院等医療体系調査というものをできる経費

を計上いたしました。これによりまして大島病院につきましても調査もさらに進めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○瀬野委員 たいまの、その県立大島病院でございますが、これは奄美群島において唯一の中核医療センターとして役割りを果たしておるわけでございます。その施設が建設後二十有余年を経過しまして、シロアリの被害もはなはだしくございまして、施設設備の老朽化も著しいわけでございます。加えて、施設がきわめて狭いために医療需要に十分対応できない状況にあります。一般医療、救急医療ともに鹿児島県本土への依存度が高くて、急患なんかは沖繩へヘリコプターで運ぶというようなこともございまして、大変、住民の経済的・心理的負担が大きくなってまいります。そこで、県立大島病院の整備拡充、移転新築等の要望が出ておるわけでございます。それから、診療体制の確立を図るとともに、医師の確保、施設の増強を進めるとともに、現地における県及び奄美の最重要な課題として、これが問題になっておるわけです。

そういう意味で、総論的に重要な問題を大臣にお伺いしたいわけですが、大臣がおいでになりませんので、私はこれは早急にひとつ進めてもらいたい、こういうことから、確かに、いま答弁にございましたように五十四年度の調査費として事業費が六百八十八万円、二分の一補助で国費三百四十四万円が計上されておりますけれども、この建設のめどは大体いつごろに考えておられるか。なるべく急いでいただきたいと思うのが、そのめどと、建設に当たっては特に補助を四分の三の高率補助でお願いしたい。沖繩は四分の三になっております。奄美の場合は二分の一ですが、ぜひ沖繩並みに、もう沖繩と隣接して条件は同じですから、気候、風土も、そういう意味で四分の三に、ぜひ、していただきたい。こういうことは当局も十分考えていただいております。こういうけれども、その点、見解を承っております。

○佐藤(順)政府委員 建設のめどという仰せでございますが、これから調査にかかろう、特に、

これはやはり専門分野の方々の応援をいただいて調査をしないでならないと思っております。また私ども、そういうためだということもございまして、申し上げることができないわけでございます。なおまた補助率につきましても、また、それを行する時点になりましたときに論議をさせていただきますかと思っております。

○瀬野委員 国土庁長官が中座して不在のために質問の順序を整理するのに、こちらもなかなか苦慮しましたが、時間も迫ってきましたので、はしよって若干の質問を申し上げますが、通告した範囲内で重要な数点お伺いしますので、ぜひひとつ簡潔に、お答えをいただきたいと思っております。

まず、奄美においては農業が特に重要な産業ですが、サトウキビが日本の米に次ぐ問題であります。そこで土地基盤整備、これが大変その整備率がおくれておりました、その整備を急がなければ本土との格差が是正されません。その整備ということについてどう考えているかということが一点。

それから現在、本法等によるところの特別の高率補助が実施されておりますけれども、本土に復帰した沖繩よりも補助率がこれまた低いわけですが、基盤整備に対する補助率についても沖繩と同じように引き上げることについて、どう考えておられるか、これも簡潔にお答えをいただきたい。

それから、いわゆるサトウキビの奄美群島における面積は今後どの程度と考慮しておられるのか。詳しく申す時間がございませんが、面積は五十四年度以降どの程度とおっしゃっていただければ後日、参考にし、また、いろいろと進めてまいりたいと思っております。簡潔にお答えをいただければ結構です。

ならないと思うわけでありませうけれども、これらの基本的な問題を解決するために、どういふ形で今後進むべきであるか、そういうビジョンについて計画をお示しいただきたい。

○佐藤(順)政府委員 御指摘のとおり、所得の水準は低水準にあるわけですが、その原因といたしましては、農業、漁業、観光等の産業の経営規模が零細であること、それからまた本土と隔絶した離島であること、さらにそのために生産物の出荷費等コスト増になる傾向があること、それからまた市場におきます価格が高つきまわして、生産者の方々としての収益が多くを望むことができないことなどが考えられるようにございませう。

そこで今後ということでございませうけれども、小笠原の基幹産業といたしましての農業と水産業、さらには新たに観光、こういう面につきまわして積極的な振興策を図っていく、これが今後の進むべき方向ではないかと考えております。

○鈴切委員 小笠原村の集落の整備というものは、一島一集落の原則のもとに今日まで進められてまいりましたけれども、それによって、御存じのとおり、通勤をしないで農業ができないという不合理かつ不便な問題が現在、指摘されております。この問題の解決なくしては農業の発展は期待できないと、これまで言われておるわけでありませうが、現在、父島は大村と奥村を中心とした集落と、それから母島は沖村地区を中心としたところが、いわゆる農業の開拓地になっておりますが、父島としては、やはり扇浦あるいは洲崎方面を中心とした農業、観光あるいは集落をつくるべきではないだろうかという意見があるわけですが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○佐藤(順)政府委員 全く御指摘のとおりでございます。いままで小笠原におきましては、復興段階で集落を効率的に整備し、生活水準を高めることを希望するという見地からいたしまして、まとまったところで居住をさせていただき、一島一集落主義というものでまいったことは全く御指摘の

とおりでございます。そこで、これまた御指摘のとおり、父島におきましては通勤農業の問題がございませう。また同時に観光振興地域を整備するに必要もございませう。そういう両方の見地からいたしまして、ただいま名前を挙げられました扇浦、洲崎地区、ここに農業と観光の両面を中心といたしまして新集落を整備するという計画を予定いたしております。明年度は、これにつきまわしての調査費も予算に計上いたしまして進めてまいりたいと考えております。

○鈴切委員 農業地域の拡大を加えていきたいと思います。いわゆる農地の指定外地域においては営農者には具体的に何ら援助がないわけですから、そういう意味において、ぜひ、そういう枠を広げていく必要があるのではないだろうか。ぜひ父島の長谷地区あるいは母島の北港地区等も、この範囲内に加えていくというお考え方はございませうでしょうか。

○佐藤(順)政府委員 小笠原諸島の振興計画を、ただいま御審議をいただいております法改正成立後、作成することになってまいるわけでありませうが、その計画案作成段階で当然、現行の土地利用計画の見直しということも行われてまいらざるを得ないと思っております。この場合、ただいま御指摘のございました農業地域の範囲ということにつきまわしても、やはり見直しが行われるわけでありませうが、その場合には小笠原農業の振興、こういう見地からの見直し、そして農用地として適する区域については、これを調査の上、新たに農業地域に加えていく、こういうような検討がなされていくと存じます。

具体的に挙げられました地名につきましては、まだ私も詳細を承知するに至りませんが、そういう方向に進んでまいらざるを得ないと思っております。

○鈴切委員 それから小笠原の重要な産業としての漁業でございませうけれども、復興事業により漁港の整備あるいは各種共同利用施設の整備等が図られたにもかかわらず、小笠原海域の恵まれた漁

場を十分に利用したとは言いがたいわけでありませうが、今後、振興法では漁業の面を重点的に取り上げていかれるおつもりでしょうか。

○佐藤(順)政府委員 漁業の面につきまわして、いま考えられておりますことは漁船の近代化と大型化、それから漁業従事者を考えられる方々、旧島民の方々の帰島促進、それから新島民の水産業への導入、こういったような施策を通じまして振興を図ってまいりたいと考えております。

○鈴切委員 港湾整備について特にお伺いします。母島の沖港については南太平洋最南端の唯一の漁業基地として重要な位置にあります。しかし台風の場合は父島まで漁船は避難しなくてはならないという地理的な悪条件にあるわけでありませう。将来の展望の観点から、外防波堤をぜひ、つくってまいりたい。そうしなると、台風が来たら全く避難をしないでいけないう問題が実はあるわけでありませう。その外防波堤について当初計画はあつたわけでありませうけれども、その後うやむやになっておりますが、その点についての問題と、それから沖港入り口の岩礁二カ所、これはやはり避難をするわけですから、地元の船でも避難をするわけでありませう。漁船の安全確保さらには「ははじま丸」の就航確保のためにも、「ははじま丸」が今後ここに着くわけでありませうが、岩礁を爆破するかどうかの問題と、それからライトブイ、これをつけまわすと非常に危険でございませうので、その点についての具体的な問題をお聞きします。

○佐藤(順)政府委員 結論を先に申し上げますと、いま仰せのありましたことは、いずれも検討中の問題でございませう。すなわち母島の沖港につきましては、やはり目標としましては静穏な泊地を求めるといふことかから、いままで内防波堤の方の工事を継続促進しておるところであるわけでありませうが、ただいま仰せのございました外防波堤の整備につきまわしては、これは検討中でございます。それから岩礁の問題も実は最近、問題を提起されておまして、

これからやはり検討という段階になります。それから、いまお話をいたしました「ははじま丸」、その関係で父島の二見港につきまわして新船就航に対応する整備を進めてまいりたい、こういうふうにご考へております。(鈴切委員「ライトブイ」と呼ぶ) それもやはり検討中でございます。

○鈴切委員 今回、法案に「医療の確保に関する事項」というのが第三条の四に出ておられます。島でも、具体的にはどうお考えになっておられるか。島の医師の不足は非常に著しく、二、三カ月で交代のため常駐医がおられないという悪条件にあるわけでありませう。なかんずく妊産婦等も、内地にまわりますと約百万円近くかかるという問題を抱えておられますし、約三、四カ月間は御主人との内地との間のあれがとだえるといふ形になるわけでありませう。重病人とか、そういうものは自衛隊がこれについて救援に出るわけでありませうけれども、実際に医療の問題は重大な問題であるわけですが、どういふふうにお考えになっておられるでしょうか。

○佐藤(順)政府委員 これも御指摘のとおりでございます。いま、現状認識といたしましては、父島の診療所には医師と歯科医師がおの一名、交代で常駐、母島の診療所には医師一名が交代で常駐し診療に当たっておるわけでありませうけれども、何分にも本土から遠く離れておられます関係上、医師の長期滞在ということができませんで、交代ということになります。加えて産婦人科医あるいは内科医の確保というものが問題になっておることは御指摘のとおりでございます。

そこで、この問題につきまわしては、結論を申しまして、東京都あるいは小笠原村と、さらに検討を続けてまいりたいと思っております。改正法におきまして「医療の確保」といふことを今度、特にうたっております。これはやはり、いま申しました本土から遠く離れた外海離島でありませう小笠原諸島にとりまして、ただいま仰せのとおり「医療の確保」は特に重要な問題である、こういうふうな認識から、この項目を追加してい

い、こんなことも私も承っております。ですから、そういういろいろな格差を本間に、困も、できるだけ援助をして直していかなければならぬ、これはそうであろうと思っております。

しかし、それとともに、本間に追いつくというところが、端的な言葉で誤解を招くかわかりませんが、可能なのだろうか。どの程度まで追いついたら、いいとするのだろうか。あるいは、こういう法案をなくしていきけるのだろうか、こういったことも私は考えるべきであろうと思っております。

日本じゅう、いろいろなところにいるいろいろな格差がある。それぞれ、それぞれの地区で直していただきたいと考えておる。奄美群島については独特の、こういう形の歴史のもの、あるいは地域的なものもあり、こういう特別立法でやってきました。しかし、もう二十数年たったわけでありまして、この法案等を見させていただきますと、それぞれ、いろいろな形で、設備も生活環境も道路もという形で少しずつの補助をつけている、こういった相違をわらざるやりの方が行われておる。私はここらで、たとえば奄美群島については、ほかの面は奄美群島の自助努力でやっていたら、ほかの面は観光だけについては思い切った設備をつくっていくのだ。そして、この観光で食べていくというのだ、こういった思い切った発想の転換による補助あるいは補助金の集中あるいは施設の集中というものがあつた方が、大変、奄美の人から見たら勝手な理屈かもしれませんが、いいような感じがあるわけでありまして。

人口十五万ということでありまして。あれもこれも農業も全部、日本の本土に追いつくのだ、これも全部追いつくのだ、全部追いつくのだという形では、永久に追いつかない。何か一つ日本の平均をはるか抜いたもので、それで観光客なら観光客を引きつける、それで奄美が食べていくのだ、こういう発想の転換というものが、あるいは、そういった補助というものがあつた方が必要な気がするのでありますが、そういうことについて大臣の御所見、お考えを承りたいと思っております。ほくは、もうそれだけなんです。

○中野国務大臣 お答えを申し上げます。奄美群島も小笠原諸島も、ともに亜熱帯地域にある外海離島であります。その自然的、地理的な条件等においては似通った点が多いので、共通して、ひとつお答えを申し上げたいと存じます。奄美群島それから小笠原諸島について特別措置による振興が一応その目的を達成した段階では、各種公共施設など基礎条件も相当に整備されるはずであります。そこで災害に強い、これは一つ大きな要点であります。それから居住環境も改善された自立能力のある島、この前提の上に立つて変貌していくものと思っております。そうしなければならぬと思っております。その後においては、国は住民の自助努力を尊重しつつ、これに対して必要な助成を行っていくというふうにならうと存じます。また、そうすべきであると考えておる次第であります。

○中井委員 ちょっと私の質問した意味と違つた回答であるような気がするわけでありまして、了解をいたします。

最後に、小笠原の問題であります。承りますと、小笠原におきましては、この四月の地方統一選挙で村長選挙、村会選挙が行われる、こういうことでございます。この振興法によりまして、都知事が計画を定め云々ということになっていくのでございますが、新しくできます村長、村議会の意見というものを、どういう形で国が集約していくのか、どの部署で吸収していくのか、それについてのお考えをお尋ねいたします。

○佐藤(順)政府委員 ただいま御意見ございました。たとおり、振興計画をつくるに当たりましては、東京都知事がまず案をつくりまして、そしてそれを提出いたしました。それを小笠原振興の審議会にかけまして内閣総理大臣が決定するという運びになるわけでありまして、従来とも東京都知事が案をつくり、これをくみ取る、吸い上げるといふ措置をとっておたわけでございます。

も、ただいま仰せのとおり、この統一地方選挙によりまして、いままでは東京都の小笠原支庁長が村長職務代理者でありましたものが、今度はいよいよ公選による村長が生まれるわけでございます。そこで東京都知事は必ずや村長初め地元の見を聞き、これを吸い上げまして案に盛り込み、そしてそれを提出してまいられるもの、こういうふうな考えをしております。

○伏木委員長 瀬崎博義君。瀬崎委員 まず、奄美群島の現状を政府がどう認識して今回の法案改正に当たられたかという問題であります。戦前はソテツ地獄という言葉もあつたそうで、非常に少ない人口の人たちが、みずからの税金で最低限度の公共施設の負担をしなければならぬということから、大変な重税にあえいだと聞かれました。その後の、国の十分な補助も得られないうまま太平洋戦争に突入して、その苦難の時代を過す。戦後は米軍の直接占領下に置かれ、本土とは完全に分離され、本土からの補助は完全に絶たれてしまった。これは、ほんのわずかな米軍政府の復興予算のみで、これも裁判所とか警察署とか刑務所などの施設整備に充てられるのが精いっぱい、事実上、民生安定の道は放棄された。こういう状態のもとで奄美の住民の生活水準は低下の一途をたどって、失業者や要介護者は激増しておつた。主食の受配さえできないような家庭が急増しておつた。もちろん大島つむぎとか糖業などの地場産業も壊滅的な打撃を受けるに至つた。こういうことを、われわれはつぶさに聞くわけでありまして、奄美の問題を考へるときに政府は、このような奄美の歴史やあるいはまた現状を認識して当たつていらつしやるのかどうか。

同時に、今日わが国が、とにもかくにも世界第三位の経済力を誇るに至つていられるわけでありまして、苦しみめられてきた奄美の人たちの民生安定に十分振り向けられるべきではないか、こう思うのですが、大臣、いかがですか。

○中野国務大臣 お答えを申し上げます。昭和二十八年の本土復帰以来、復興、振興、振興開発、こういう事業を実施してまいりました。ですが、各種の基礎整備と主要産業の振興を図るための積極的な諸施策を講じまして相応の成果を上げてきたところでありまして、しかしながら、隔絶した外海離島、台風常襲地帯という地理的、自然的条件などからくる後進性を克服することは容易ではなく、所得水準など本土との格差が解消されたとは、まことに言いがたい現状であります。政府としては、ただいま御審議願つている特別措置法の期限延長等によりまして、今後とも同群島の振興開発が強力に推進できるよう積極的に諸施策を講じてまいりたいと考えておる次第であります。

○瀬崎委員 いま大臣も、本土との格差が解消されたとは言いがたい、こう明言されていられるわけでありまして、それなら私が質問いたしました、今日、全体として日本の経済力は世界第三位と言われるまでになつていられるわけでありまして。こういう経済力は、まずは奄美のそういう格差の是正に最優先で振り向けられるべきではないかと思つたのですが、その点について大臣のお考えを聞いておきたいと思つた。

○佐藤(順)政府委員 仰せのごとく、奄美の方々は一時期、非常に厳しい状況に置かれておられたわけでございます。その意味におきまして、ただいま大臣から申されました、この間の二十五年の措置と申しましても、これは最初の十年間、すなわち本土復帰以来、まず奄美群島の水準を、本土の戦前の水準というものを目標にして、そこにまず引き上げたい、これが復興事業という段階でございます。国費約百二十億を投じて実施されたわけでございます。

続きまして次なる十年間は、鹿児島県本土の水準にまで引き上げたい。(瀬崎委員「大臣とダブっている答弁だから、私の質問だけ答えてください

きちつと押さえて法案の改正その他に取り組んでいるのならばわかるけれども、当時の計画に掲げておいた目標がどうであったのか、その目標に対して現状がどうであったのか、このことも知らないまま、この改正案を出してきているのか、あるいは補助率の若干の低下や補助対象の縮小を図っているとしたら、私は、奄美の住民の方々と政府との間に心が通うどころか、逆に開きが大きくなる一方だと思つて、これ以上の追及は終わりたいと思つても、全体として言えることは、政府自身の認識が奄美に対して、きわめて悪いといふことだけ率直に申し上げたいと思つておる。

それから市町村の財政の問題なんですけれども、特に奄美群島の各市町村の財政状況を見ますと、自主財源が非常に小さいわけですね。その比率を見ますと、全国平均では四七・五%あるものが鹿児島県では二三・七%、それから奄美の市町村の平均は一四・八%、こういう率になっているでしょう。ちなみに沖縄県を拾いますと、ここは平均が二八・四%の自主財源。結局沖縄の約半分の自主財源比率しか持っていない。こういうことからするならば、依存という言葉は余り芳しくないけれども、現在の奄美の市町村が住民の生活を何とか守ろうとすれば困るに對する依存を強めざるを得ない、こういう実情は否めないのじゃないかと思つておるのですが、どうですか。

○佐藤(順)政府委員 奄美が依然として低位に置かれておるということは認識しております。それなるといふ特別措置は続け、さらに今回御提案申し上げておられます制度改正に当たりまして、これも午前中の御答弁でも申し上げましたとおり、幾つかの分について助成というものをさらに強める、こういう考え方をとつて、これから進めていこうと思つておるわけでございます。加えまして、振興開発計画もまた新たに法の延長に伴ひまして五年間の計画を策定する、こういうことについてお考えをどうお考えでございますか。

○瀬崎委員 それはやはり人口動態にもあらわれておる。奄美全体で見れば、昭和四十五年の十六万五千人から現在十五万五千人に、一万人の減になつておる。これは六%なのですが、日本全国の率に置きかえますと七百万人が減つておるという勘定になるわけですね。東京都言えば都全体で七十万人減つたことに当たるわけですね。ちょうど世田谷区一つがなくなつたぐらいに相当してしまうか。まさに、そういう点では奄美の過疎化は全国平均では論ぜられない深刻さを持つておる。特に若手の労働力の流出が激しい。そういうことが結局は幾らお金をつぎ込んで、なかなか地場産業が振興しないという原因にもつながつておるのではないかと思つておる。したがって政府は、こういう状態を続けていっていいと思つておるのかどうか、これが一点。これに歯どめをかけるために一番有効な手段は何だと考えておるのか、この点を伺つておきたいのです。

○佐藤(順)政府委員 こういった状態につきましては、ほうっておいていいという考え方はなく、歯どめをかけ、同時に、ただいまお願いしております法改正も経まして、さらに振興開発を促していききたい、こういうことでございます。○瀬崎委員 きわめて抽象的な話なんです。こういう傾向が依然として続いている現状に何とか歯どめをかけ、やはり若い人々にとつても魅力ある奄美にしていく、生活の安定が定着するようにしていこうと思えば、奄美自身の実情が政府の行政に反映される道を開かなくてははいけません。そのものが住民の意見を反映した民主的なものでなければならぬと思つておる。

そこで私は、同じく改正するのであれば、知事が計画を策定するに当たつて市町村長の意見を聞くということも義務づけること、それから市町村長が知事に意見を出す場合には議会の議も経ておくと、いふふうにするれば、議会と執行者側、両方の意見が計画に反映します。少なくとも、こういう措置は入れていいのではないかと。さらには、必

要に応じて公聴会等も開いて住民の意見が計画に反映できる道も講じておくべきではないか。こういうことは他の特別措置法等にもあります。私は滋賀県出身だけれども、琵琶湖総合開発特別措置法にも、この市町村長の意見を聞くこと、それから公聴会の規定もあるわけなんです。当然こういうことを参照して、今回、奄美の実情に疎いながらも、実施が的確でなかつた、人口の減少にどうしたら歯どめができるか具体的にこたえられぬという面の克服にもなつたのではないかと思つておる。そういう点で政府のお考えはどうですか。

○佐藤(順)政府委員 ただいま仰せのとおり、現在の特別措置法のもとにおきましては、振興開発計画をつくるに当たりまして知事がまず原案をつくる、そしてそれを閣に提出しまして、それを奄美振興開発審議会の議を経まして内閣総理大臣が最終的に決定するという仕組みになっておる。すけれども、この場合におきまして鹿児島県知事は、いままでも地元の見解を聞いておりました。今後におきましても必ずや地元の見解を聞いておきます。市町村長の意見はもちろ上げていくと思つておる。市町村長の方々の直接におきまして車座による各地方の住民の方々の直接の声を聞いておきます。また、地元には各種協議組織が存在しております。そういうことで一般の住民の方々の声それから協議組織の声を市町村長の方々の十分聞き、これをくみ取つて計画に盛り込んでくれるもの、従来のようにございました。今後ともそういうことを考えておる次第でございます。

○中野国務大臣 お説、全くごもっともでありまして、きわめて近い将来に私みずから現地に参加して、そして向こうの、それぞれの人々から親しく御意見も拝聴し、また実情もよく把握いたしまして、先ほどおっしゃつたような点について一つ一つ理解を深めると同時に、これが対応策を講ずるよう、最善の努力をいたす決意であることを御了承いただきたいと存じます。

○瀬崎委員 大臣のそういう決意は大変多量といふと思つておる。そういう決意をお持ちなら、たとえ奄美の審議会の構成のことなものですけれども、沖縄の振興開発特別措置法を見ますと、審議会のメンバーの中に市町村長を代表する者二名、市町村議会議長を代表する者二名を法律によって選定されているわけですね。これは法定されている。そういう意味から言つては、この奄美の審議会の場合も当然、地元の実情をつまびかに知つておる、これらの方々を法律できちつとメンバーに入れておく、こういうことがよかつたのではないかと思つておる。だから、そういう方向での法改正が非常に重要ではないかと思つておる。この点に對するお答えと、もう一つ、今回十五人にしようと思つておるが、その理由は一体何なのかお聞きしたいのです。

○佐藤(順)政府委員 まず、審議委員の構成の問題でございます。現在の法制のもとにおきましては、県知事、県議会議長それから学識経験者、これは御承知のとおりでございます。そして学識経験者の中に、私どもの方では市町村長の代表を一人、地元の関係者を二人というふう具体的に人選をしておつたわけでございます。ただいま、ちようど任期が切れておりましたので、たまたまが、大体この考え方は続けていくつもりでございます。つまり、法定いたしませんでも、そのような運用をしておりますので、私どもの運用の態度は御信頼いただきたい、こう思つておるわけでございます。

それから、今度十五人とおっしゃいますが、実はいままで二十一人でありましたけれども、そのうち十人、関係行政機関から選ばれた委員といたしまして各省の事務次官が入つておられたわけでございますが、今回これを抜くことになりましたので、本来でございますと二十一人から十人を減らしますと十一人になるわけでございますが、さらに学識経験者の方を人選いたしました。こういう実体的には、減らしたとお考えいただくよりは、一般の学識経験者の方につきまして、ふやしたと

ておりますし、今後におきましても拡大に努力していきたく思っております。本年度におきましては、保証枠の関係では新たに国から保証業務に對する追加出資というものをいたします。まず呼び水で二千万でございますが、これによりまして、さらに今後とも枠の拡大を図ってまいりたいと思つております。同じく融資枠につきましても一億の出資と、それから十八億円の転貸債というものが認められましたので、これをまず消化することによって融資枠を拡大してまいりたい、こう考えている次第でございます。

○伏木委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○伏木委員長 終ります。

○伏木委員長 伏木委員 終ります。

○伏木委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○伏木委員長 終ります。

○伏木委員長 終ります。

○伏木委員長 終ります。

島は今日もなお教育、医療を初め住民の生活や農業などさまざまな分野で本土との大きな格差に苦しんでいます。

しかも本土ばかりでなく、奄美よりおかれて本土に復帰した沖縄に比較してさえ、なお格差が広がっております。沖縄の復興対策が決して十分であるとは言えない状態の中で、この奄美の立ちおくれはきわめて重大であります。

これは、政府が今日まで、重化学工業重点の経済政策をとり、奄美の諸条件にふさわしい郷土産業の育成や住民の医療、福祉など生活条件の整備を軽視して、十分な予算をつけてこなかったことによるものであります。

また、復興開発計画の策定と実施に、住民の意思が十分反映されてこなかったことによるものであります。

今回の政府案は若干の改善点がありますが、住民や市町村の要求にはほど遠く、奄美群島の現状から、なお緊急に充実すべき点も少なくないのではありません。

したがって、ここに政府提出の改正案に対する修正案を提出するものであります。

以下修正案の要旨を申し上げます。

修正点の第一は、復興開発計画の策定手続の民主化を図るため、知事は計画の作成に当たって奄美群島市町村長の意見を聞かなければならぬこと、必要に応じて公聴会を開催し住民の意見を反映させること、奄美群島復興開発審議会の委員に奄美群島の市町村長及び市町村議会議長の代表を加えること等の措置を講ずることとした。

円であります。なお詳細は、お手元にお配りしてあります案文をもつて御承知いただくこととし、省略させていただきます。

何とぞ、委員各位の御賛同を得て、速やかに御可決くださるようお願いいたします。

○伏木委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣に意見があればお述べいただきたいと存じます。中野国土庁長官。

○中野国土大臣 たいだいま御提案のありました修正案につきましては、政府として反対であります。

○伏木委員長 これより原案及び修正案について討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、奄美群島復興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、瀬崎博義君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○伏木委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

○伏木委員長 起立多数。よって、本修正案は否決されました。

○伏木委員長 起立給員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○伏木委員長 起立給員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○伏木委員長 起立給員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○伏木委員長 起立給員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○伏木委員長 起立給員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

とのないよう努めること。

五 硫黄島については、旧島民の意志を尊重して、総合調査団の派遣を検討すること。以上であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)
○伏木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○伏木委員長 起立総員。よって、中山正暉君外五名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、中野国土庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。中野国土庁長官。
○中野国土大臣 本委員会におかれましては、本法案につきまして熱心な御審議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めてまいりますとともに、ただいま全会一致をもって議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に体して努力する所存でございます。

ここに本法案の審議を終わるに際し、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございます。(拍手)

○伏木委員長 なお、お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○伏木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伏木委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後三時十九分散会

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、奄美群島振興開発特別措置法第二条第二項の改正規定の次に次のように加える。

第三項第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 鹿児島県知事は、前項の振興開発計画の作成については、あらかじめ、奄美群島の市町村の長の意見を聴かなければならない。

この場合において、当該市町村の長は、意見を提出しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 鹿児島県知事は、第一項の振興開発計画の案の作成については、必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第六条の次に次の二項を加える。

6 奄美群島における農地及び農業用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)第三条第一項及び第二項第一号又は第二号の規定により鹿児島県に対して国がその費用の一部を補助する場合における国が行う補助の比率は、同項第

一号又は第二号の規定にかかわらず、十分の八とする。

第六條の次に次の二條を加える。
(地方債についての配慮)

第六條の二 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(医療の確保)

第六條の三 鹿児島県知事は、振興開発計画に基づいて、無医地区に関し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

一 診療所の設置
二 患者輸送車(患者輸送船を含む)の整備
三 定期的な巡回診療
四 保健婦の配置
五 公的医療機関の協力的体制の整備
六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 鹿児島県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一 医師又は歯科医師の派遣
二 巡回診療車(巡回診療船を含む)による巡回診療
三 国及び鹿児島県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に對する助成を含む)に努めなければならない。

4 鹿児島県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保

について協力を求めることができる。

5 第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、鹿児島県が負担する。

6 国は、前項の費用のうち第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

第一条のうち、奄美群島振興開発特別措置法第八条第一項の改正規定を次のように改める。

審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員十五人以上以内で組織する。
一 鹿児島県知事
二 鹿児島県議会議長
三 奄美群島の市町村の長を代表する者
四 奄美群島の市町村の議会の議長を代表する者
五 学識経験のある者 九人以上以内

第一条のうち、奄美群島振興開発特別措置法別表の改正規定を次のように改める。

別表道路の項中「十分の九」を「十分の十」に改め、同表港湾の項中「及び臨港交通施設を」と、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設(廃棄物埋立護岸、廃油処理施設及び同法第十二条第一項第十一号の三の海洋性廃棄物処理施設に限る)、港湾環境整備施設及び公共の用に供する港湾施設用地」に改め、同表水道の項中「十分の五」を「三分の二」に改め、同表砂防設備の項中「十分の八・五」を「十分の十」に改め、同表海岸の項中「十分の七・五」を「十分の十」に改め、同表河川の項中「十分の六・五」を「十分の十」に改め、同表林業施設の項中「保安施設事業」の下に「及び同法第九十三條に規定する林道の開設」を加え、「十分の八・五」を「十分の十」に改め、同表義務教育施設の項中「義務教育施設」を「義務教育施設等」に、「並びに」を

「、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)第三条に規定する教材、公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五百五十二号)第二条第一項及び第六条に規定する小学部及び中学部に係る建物及び教材、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第二条に規定する公立の中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)に係る産業教育のための設備、理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)第二条に規定する公立の小学校(盲学校・聾学校及び養護学校の小

学部を含む。以下同じ。)及び公立の中学校に係る理科教育のための設備」に改め、「住宅及び施設」の下に、「学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条第一項に規定する公立の小学校及び中学校に係る学校給食の開設に必要な施設並びにスポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)第二十条第一項第一号に規定する小学校及び中学校に係る施設」を加え、「三分の二」を「十分の九」に改め、同表義務教育施設の項の次に次のように加える。

高等学校教育施設等	公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)第二条第二項に規定する建物、産業教育振興法第二条に規定する公立の高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)に係る産業教育のための施設及び設備並びに理科教育振興法第二条に規定する公立の高等学校に係る理科教育のための設備の整備	十分の七・五以内
-----------	--	----------

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項から附則第九項までを一項ずつ繰り上げる。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約二十三億円の増額見込みである。

建設委員會議録第三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	二	末	ございました	ございましたよ
三	一	末	な	うな
三	一	五	したという	したいという
三	二	二	鍵屋の述	鍵屋の辻
三	二	三	地帯一体	地帯一帯